

今立総合型スポーツクラブ規約

(名称)

第1条 本クラブは、「今立総合型スポーツクラブ(愛称:いまスポ)」(以下クラブという)と称する。

(目的)

第2条 クラブは、スポーツを「できる環境」「行ける環境」「誘われる環境」をつくり、住民の継続的なスポーツ活動をサポートし、スポーツ活動を通して“人づくり”、“地域づくり”に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 クラブは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 定期的なスポーツ活動の実施。
- (2) 会員の健康・体力の増進を目指したスポーツ教室の実施
- (3) 指導者・リーダーの確保及び育成や、各種研修会への参加。
- (4) 会員の親睦をはかるためのイベントの開催。
- (5) 地区民へのスポーツ活動に関する情報の提供。
- (6) その他、クラブ目的達成のために必要な事業。

(会員)

第4条 クラブの会員は、今立地区民、地区民で組織する団体、または地区外の人でクラブの目的に賛同するものとする。

2 本会の定める諸規定を厳守するものとする。

(役員)

第5条 クラブに次の役員を置く。

- (1) 会長1名
- (2) 副会長2名
- (3) クラブマネジャー1名
- (4) アシスタントマネジャー若干名
- (5) 部長2名
- (6) 副部長3名
- (7) 会計1名
- (8) 参与若干名
- (9) 監事2名

(役員を選出)

第6条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 本クラブの会長・副会長・監事は、総会において選出する。
- (2) クラブマネジャー・アシスタントマネジャー・部長・副部長・会計は、会員の互選または推薦により会長が委嘱する。
- (3) 参与は、会長が委嘱する。

(役員の責務)

第7条 役員は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、クラブを代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
- (3) クラブマネジャーは、クラブの事務処理を行う。
- (4) アシスタントマネジャーは、クラブマネジャーを補佐しクラブの事務処理を行う。
- (5) 会計は、クラブの会計処理を行う。
- (6) 部長は、部を代表し統括する。
- (7) 副部長は、部長を補佐し、各部を運営する。
- (8) 監事は、クラブの会計・財産及び事業を監査し、総会に報告する。
- (9) 参与は、重要な会務の諮問に応じる。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。但し、再選は妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。その任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 クラブの会議は、総会、役員会、各部会とする。

(総会)

第10条 総会は、クラブの会員をもって構成する最高の決議機関であって、この規約に定める事項のほか、このクラブの目的を達成するために必要な重要事項を決議する。

2 定期総会は、会長の招集により毎年1回開催する。

3 臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員からの要求があった時、役員会に諮り会長の招集により開催する。

4 総会の審議は、出席者の過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長が決するものとする。

5 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 本クラブの基本方針に関すること
- (2) 会則の制定、改廃に関すること
- (3) 予算及び決算に関すること
- (4) 役員承認に関すること
- (5) その他役員会で必要と認めた事項

6 議長は、出席者の中から選出する。

(役員会)

第11条 役員会は、会長、副会長、クラブマネジャー、アシスタントマネジャー、各部長、各副部長、会計、及び参与をもって構成し、会長が招集し次の事項を審議する。また、監事は、必要に応じ役員会に出席し意見を述べる事ができる。

- (1) 本クラブ運営の基本事項
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 緊急に要する重要事項
- (4) その他必要な事項

(部会)

第12条 部会は、「総務部」、「イベント・スポーツ教室運営部」とする。

- 2 部会は、部長が招集し、事業の企画、調整、運営を行う。
- 3 各部会は、次の事業を行う。
 - (1) 総務部
 - 1) 会員管理・会員証発行
 - 2) スポーツ保険管理
 - 3) 情報の発信、ホームページ管理
 - (2) イベント・スポーツ教室運営部
 - 1) 交流イベントの企画運営
 - 2) クラブが行うお楽しみ教室等の企画運営
 - 3) スポーツ教室の企画運営
 - 4) 所属サークルの調整
- 4 各部は、会長により委任を受けた事項について協議し、役員会に提案、承認後、部会事業を運営する。
- 5 各部員は部長が委嘱する。

(会計)

- 第13条 本クラブの経費は、会費、補助金、助成金、寄付金、その他の収入をもってあてる。
- 2 本クラブの会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(会費)

- 第14条 会員は、クラブが別に定める会費(別表1)を納入する。一旦入金した会費は、理由の如何を問わず返還しない。

付則 本規約は、平成24年4月7日より施行する。

平成26年4月21日改定

- 12条3(2) 「交流イベント・企画部」と「教室・サークル運営部」を統合し、「イベント・スポーツ教室運営部」とする。

(別表1)

区分		会費
一般会費	20人以上のサークル・団体	団体会費5,000円+個人会費500円×人数
	20人未満のサークル・団体	団体会費3,000円+個人会費500円×人数
スポーツ少年団	20人以上のスポーツ少年団	団体会費のみ3,000円
	20人未満のスポーツ少年団	団体会費のみ2,000円
個人会費	各サークルに属していない方 加盟前の方	個人会費のみ1,000円(中学生以上)